

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務（設計）に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年1月24日
2. 協定締結者 国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹
佐賀県武雄市武雄町昭和745
3. 基本協定の概要等
概要は、公告1.（1）～（5）のとおり
4. 参加資格要件
参加資格要件は、公告2.（1）～（9）のとおり
5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等
（1） 評価項目と評価基準

評価の着目点			評価			
企業の業務実績等	事業登録	設計コンサルタント登録の登録状況	設計コンサルタント登録の事業登録有り 【A】		設計コンサルタント登録の事業登録なし 【C】	
	部門登録	建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）の部門登録状況	建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）の部門登録あり 【A】		建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）の部門登録なし 【C】	
	業務実績	武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内、九州地方整備局管内における河川に関する過去5ヶ年度＋当該年度（令和元年度以降公示日までに完了予定）の業務実績（港湾空港関係は除く。）の内容	武雄河川事務所発注の河川に関する設計業務の実績がある。 【A】	佐賀県内における、九州地方整備局又は佐賀県又は市町村等発注の河川に関する設計業務の実績がある。 【B】	九州地方整備局管内における、九州地方整備局又は県又は市町村等発注の河川に関する設計業務の実績がある。 【－】	左記以外 【C】

業務成績	国土交通省発注業務(港湾空港関係を除く)の過去5ヵ年度+当該年度の平均点(国土交通省の実績がない場合、又は評定通知を受けていない場合は60点)	80点以上 【A】	75点以上 80点未満 【B】	60点以上 75点未満 【一】	60点未満 【C】
地域精通度	佐賀県、福岡県、長崎県内における本店又は支店、営業所の有無	佐賀県、福岡県、長崎県内に本店がある。 【A】	佐賀県、福岡県、長崎県内に支店、営業所がある。 【B】	左記以外 【C】	
信頼度 技術者保有に基づく	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術士	技術士(建設部門)が2名以上 【A】		左記に該当しない 【C】	

(2) 決定方式

- ① 参加者は提出された申請書に基づき、A評価の多いものを優先して評価する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② C評価があれば非選定とする。
- ③ A及びBが同数の場合は、企業の業務成績順(過去5ヵ年度及び当該年度の平均)に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ④ 評価の結果、他者と比べて著しく評価点の低い者は選定しないこともある。

(3) 総合評価に係る技術資料の作成方法(業務の重複応募は可とする。)

記載事項	内容に関する留意事項
1) 企業の業務実績等	①建設コンサルタントの登録状況 別記様式2に河川、砂防及び海岸海洋部門の建設コンサルタント登録状況を記載する。 ②業務の実績 別記様式2に公告2.(6)に関する内容等を記載する。 ③技術者保有に基づく信頼度 別記様式3に、公告2.(7)(8)に関する内容を記載する。

- (4) 期限までに技術資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

6. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、公告4.(1)のとおり。

- (2) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ① 公募期間：公告４．（２）①のとおり。
- ② 要領等入手：公告４．（２）②のとおり。
- ③ 提出場所：公告４．（２）③のとおり。
- ④ 提出方法：公告４．（２）④のとおり。

（３） 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

① 業務実績

公告２．（６）に掲げる資格があることを判断できる業務実績を別記様式２に記載すること。記載する業務実績の件数は１件でよい。

② 企業情報について

公告２．（７）（８）に掲げる内容が確認できる企業情報を別記様式３に記載すること。

③ 契約図書等の写し

上記①の業務実績として記載した業務に係る財団法人日本建設情報総合センター「業務実績情報システム」（以下、テクリス）の業務カルテの写しを添付すること。

ただし、当該業務が、テクリスに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

なお、テクリスに登録されている場合でも上記①に示した内容が判断できない場合、またはテクリスに登録されていない場合には、①に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

（４） 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

６．（１）に同じ。

７． 協定締結者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料等に基づき評価・決定する。なお、評価の結果、他者と比べて著しく評価点の低い者は選定しないこともある。

結果については、令和７年２月２６日（水）までに、電子メール又は電話連絡にて通知した後、協定締結業者として決定された者には協定（案）とともに郵送にて送付する。

８． 公告・技術資料説明書に対する質問

（１） 公告・技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和７年１月２４日（金）から令和７年２月１２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
- ② 提出場所：公告４．（２）③に同じ。
- ③ 提出方法：公告４．（２）④に同じ

（２） （１）の質問に対する回答は、電子メール又は郵送等により令和７年２月１４日（金）までに行う。

９． 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：令和７年３月５日（水）１７時００分
- ② 提出場所：公告４．（２）③に同じ。
- ③ 提出方法：公告４．（２）④に同じ。

（２） 担当部局は、説明を求められたときは、令和７年３月１２日（水）までに、説明を求めた者に対し、電子メール又は郵送等により回答する。

10. 技術資料の評価

技術資料の評価は、武雄河川事務所の職員が行う。

11. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

12. その他

① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料等は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。